

独立行政法人国立病院機構長崎病院における 医事業務の委託契約事業者の公募の公示

独立行政法人国立病院機構長崎病院（以下「当病院」という。）における医事業務委託契約について、事業者を公募しますので、希望する者は次のとおり企画書及び見積書を提出願います。

令和 6年 6月13日

経理責任者

国立病院機構長崎病院長 山川 正規

1. 事業概要

(1) 調達件名

医事業務委託

(2) 履行期間

令和6年10月1日 ～ 令和9年9月30日（3年）

(3) 履行場所

独立行政法人国立病院機構長崎病院内の経理責任者が指定する場所

(4) 運営内容

事業者は、院長が指定する病院建物の一部を無償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備等を使用し、患者の受付・案内、診療費算定、料金請求・徴収、診療報酬請求等医事業務全般にかかる業務を受託する。

(5) 目的

受付業務、診療費算定業務、診療報酬請求業務等を委託することによって、医事業務全体の業務の効率化と、患者サービスの質的向上を図る。

(5) 見積方法

見積金額については、(2)に定める履行期間に行う(1)調達件名の履行に要する一切の費用を含めた額とし、月額を記載すること。なお、落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、税抜金額を見積書に記載すること。

2. 参加資格及び評価基準

(1) 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 一般競争参加資格の「役務一般」の「A」、「B」、「C」の等級に格付けされ、九州及び沖縄地区の競争参加資格を有しているものであること。
- ② 法人等を設立して5年以上経過しており、医事業務委託について、他の医療機関（280床以上。民間、官公立を問わない）での委託実績が3年以上あること。
- ③ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ④ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「契約細則」という。）第5条及び6条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は、被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）企画書の評価基準

- ① 企画書の提出者の能力
同種業務の実績、その他主要業務の実績
- ② 担当予定スタッフの能力
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種業務の実績、その他主要業務の実績
- ③ 医事業務全般にかかる運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ④ 事業者からの提案
職員配置、待遇、スキルアップのための教育方法、診療報酬請求、審査減、未収金等企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性、経営改善支援の創造性、経営改善支援の現実性、独自提案

3. 手続等

（1）担当課・係

〒850-8523 長崎県長崎市桜木町6番41号
国立病院機構 長崎病院 事務部企画課 契約係長 中村 郁弥
電話095-823-2261（内線783）

（2）説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 令和6年6月13日(木)から同年7月5日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。
- ② 交付場所 (1)に同じ

（3）企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和6年7月5日（金）12時00分
- ② 提出場所及び方法 (1)に同じ
持参または郵送（郵送の場合は7月5日12時必着のこと。）

(4) プレゼンテーションの実施日時

令和 6年 7月 9日 (火)

(※詳細は決定後に通知)

場所 独立行政法人国立病院機構
長崎病院 会議室

(5) 見積書の開封の日時

令和 6年 7月12日 (金) 10時00分

場所 独立行政法人国立病院機構
長崎病院 会議室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 見積保証金及び契約保証金 免除

(3) 見積者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、封印した見積書に1の(1)に示した調達件名を履行できることを証明する書類を添付して見積書の受領期限までに提出しなければならない。見積者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 見積の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした見積書及び見積者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 交渉権者の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で価格以外の要素を採点した評価点と見積金額を点数化した価格点の合計により算出した最終評価点数が最も高い者を第一交渉権者とする。ただし、第一交渉権者となるべき者の見積価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積した他の者のうち最終評価点数が次に高かった者を第一交渉権者とすることがある。

(7) 詳細は入札説明書による。